

ギャップ計算の意味

<合計H> 「乗ずる数」による教員基礎定数・・・義務標準法第7条1項1号の「乗ずる数」を単純に学級数に掛け合わせた結果数を、その学級数規模の学校数に掛け合わせて計算したもの。標準定数算定の方式とほぼ同じ数となる、その年度のその県の教員の定数。(教頭定数分を除いて計算。)

<合計K> 四捨五入により整数化して計算・・・前出「乗ずる数」を学級数に掛け合わせた結果数を、四捨五入して整数値にし、その学級数規模の学校数に掛け合わせて計算したもの。学校数のばらつき具合によって、従って、都道府県・年度によって、<合計H>とのギャップの出方が異なる。(教頭定数分を除いて計算。)

<合計M> 県配当基準による教員配置数・・・都道府県教育委員会が定めている「教員配当基準」によって、基本的に配置される教員数。(配置基準に教頭は含まない。含んで設定している県については除いて計算した。)

<合計K-H>・・・もしも、標準法の数を四捨五入により整数化した場合、どの程度標準定数が増えるか。(マイナスの場合は、減るか。)

<合計M-H>・・・教員の基礎部分標準定数と県の配置基準数とのギャップ
 プラスなら、国の定数よりも多く配置している。
 マイナスなら、" 少なく配置している。

この計算は、「実学級数」に基づいて計算しています。しかし、実際の標準定数は、「標準学級数」に基づいて計算されているので、現状の分析をするためには、さらにその先の計算が必要となります。「その先の計算」については、次号でお届けする予定です。

都道府県番号と掲載ページ

1	北海道	1
2	青森県	3
3	岩手県	5
4	宮城県	7
5	秋田県	9
6	山形県	11
7	福島県	13
8	茨城県	15
9	栃木県	17
10	群馬県	19

11	埼玉県	21
12	千葉県	23
13	東京都	25
14	神奈川県	27
15	新潟県	29
16	富山県	31
17	石川県	33
18	福井県	35
19	山梨県	37
20	長野県	39

21	岐阜県	41
22	静岡県	43
23	愛知県	45
24	三重県	47

計算の根拠とした数値の出典

実学級数別学校数

学校基本調査	2都道府県別学級数別学校数(4-3)
--------	--------------------

県基礎配当基準

義務定数報告

別紙様式2	教職員配当の基準に関する報告書
-------	-----------------

注1： 宮城県、福島県、長野県、高知県、佐賀県、大分県の報告書には、教員の配当基準表の記載・添付がなかったため、過年度の最新のものを使用した。

このこと自体も問題であるが、過年度の基準表の作成方法にも疑問があった。本来、この表においては、「副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・生徒指導担当・教育相談担当・自立活動担当教員を除く」とされているのに、これらの県の中には、教頭を含めたものであったり、校長さえも含むものがあった。そのため、これらを除外してみると、学級数が増えているにもかかわらず、教員数が増えていない箇所がつけられていたりして、極端なギャップの原因となっているケースがあった。

注2： 小学校において見られたことは、県の配当基準が作られていない学級数の学校が存在している県が14都府県あった。作られていないということは、学級数にプラスして配置する教員の数が頭打ちになっていると考えられるので、そのように計算した。

このことは、特に小学校で従来より学校規模が拡大していることを示しているのかもしれない。以下に示すと、下記のとおり。(カッコ内は、基準数の表示のない学級数の欄の数)
岩手(2) 茨城(1) 東京(1) 静岡(11) 愛知(3) 滋賀(2) 京都(3) 岡山(3)
広島(4) 香川(6) 愛媛(1) 福岡(3) 佐賀(1) 熊本(2)

このことによって、更に1人増やすべき学校規模の所が、増やされないケースも生まれる。配当基準の明示が必要である。

注3： 中学校の場合は、学級数別学校数の表示が、学校基本調査報告書において、25学級以上の学校数については、25～30学級、31～36学級、37～42学級、以下3枠があり、最後の欄が61学級以上となっている。37学級以上の学校はこの年度において存在していない。このような集計方法がとられているため、25学級～36学級の学校数については、平均的な数を仮定しての計算を行った。計算の目的は、標準法の乗ずる数を県の配置基準に反映させる場合に整数にする方法でどの程度の定数増減が起こるかという点と、現状での県配置基準との間にどの程度の乖離が起こっているかを明らかにすることなので、その限りにおいては順当であろうと考えている。

しかし、小学校では、54学級まできちんと学校数が明らかにされている。55～60学級の欄があり、最後に61学級以上の欄がある。中学校においても、学級数毎の学校数を明示すべきである。